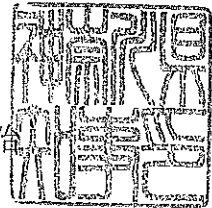


産人第1483号
令和2年8月21日

神奈川県職業能力開発審議会
会長 脇坂 明 様

神奈川県知事 黒岩 祐 治



第11次神奈川県職業能力開発計画の策定について（諮問）

第11次神奈川県職業能力開発計画の策定について、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第7条第3項の規定に基づき、別紙諮問趣意書のとおり諮問します。

第 11 次神奈川県職業能力開発計画 諮問趣意書

本県の職業能力開発については、平成 28 年 6 月に策定した第 10 次神奈川県職業能力開発計画（計画期間：平成 28 年度から令和 2 年度）に基づき推進してきました。

第 10 次計画策定時点の平成 27 年当時の職業能力開発を取り巻く状況としては、少子高齢化が進展し、生産年齢人口が減少する中、産業を支える人材の確保や労働力の質の維持・向上が求められており、第 10 次計画では、若者、女性、中高年齢者、障害者などの多様な人材に、能力を発揮して働いていただけるように、キャリア形成を支援していくことや、本県の基幹産業である「ものづくり分野」のニーズを踏まえ、産業構造の変化や技術革新に合わせて、戦略的に人材を確保していくことなどに重点を置きました。

第 11 次計画期間となる令和 3 年からの 5 か年においては、県内総人口がピークを迎え、少子高齢化もさらに進展することが見込まれており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、雇用情勢は厳しく先行きの不透明な状況となっています。

こうした中、産業構造の変化や第 4 次産業革命（IoT、AI、ビッグデータ、ロボット等）に伴う技術革新等が進み、さらに、社会全体の DX（デジタルトランスフォーメーション）の加速化により、あらゆる産業分野におけるデジタル利活用人材のニーズの高まりが見込まれ、IT 人材の育成強化が必要となっています。

また、持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍でき、一人ひとりの労働生産性を高めていく必要があり、働き方の多様化への対応や、不本意な就職を繰り返す者等への支援、職業人生の長期化への対応、さらに、グローバル化の進展に伴う外国人材の育成・活躍支援を行う必要があります。

一方で、本県の基幹産業である「ものづくり」分野では、若者のものづくり離れ・技能離れの傾向もあって、長年の経験を必要とする熟練技能者の技術・技能が、次世代に継承されないといった問題も顕在化しています。

こうした状況に対応していくためには、引き続き、国、県、民間教育訓練機関、企業などの多様な主体が連携、協力して、職業能力開発の支援に取り組んでいく必要があります。

一人ひとりが輝きながら働ける神奈川の実現を目指して、職業能力開発の具体的な施策を展開していくための基本となる計画として、令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間とする第 11 次神奈川県職業能力開発計画の策定について諮問いたします。